様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とらいあんぐる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ＴＲＹＡＮＧＬＥ  （ふりがな）いわた　ふみお  （法人の場合）代表者の氏名 岩田　史応  住所　〒151-0071  東京都 渋谷区 本町３丁目１３番１２号  法人番号　3011601018716  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　デジタルトランスフォーメーション (DX) | | 公表日 | ①　2025年 9月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ウェブサイトにて公開  　https://www.tangle.co.jp/dx/  　経営戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　株式会社TRYANGLEは、「豊かな未来の起点になる」という理念と、「絶対に失敗しないことをしない」という行動訓に基づき、エンジニア一人ひとりの挑戦を応援し、失敗を歓迎し、成長をサポートする環境を提供しています。新たな挑戦や顧客との協業を通じて、社員一人ひとりの市場価値を高めることを目指しており、変化の激しいIT業界において持続的な成長を実現していきます。  ＜情報処理技術活用の方向性（ビジネスモデルの方向性）＞  上記の経営ビジョンを実現するために、AI・データ活用により人材育成プロセスを変革します。具体的には、エンジニアの目標設定・評価データや育成履歴をデジタル化・蓄積し、AIを活用した目標設定支援や評価の質向上を図ります。これにより、個々のエンジニアの成長を加速させるとともに、属人的であった育成ノウハウをデータとして組織に蓄積し、より効果的な人材育成とキャリア支援を実現します。また、社内業務のデジタル化を推進し、エンジニアが本来の価値創造に集中できる環境を整備します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会によって可決され、2025年～2027年の方針として決定した |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　デジタルトランスフォーメーション (DX) | | 公表日 | ①　2025年 9月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ウェブサイトにて公開  　https://www.tangle.co.jp/dx/  　DX推進方針 | | 記載内容抜粋 | ①　【戦略1】AI活用による人材育成の高度化  自社開発したSaaS「ELEV8」を活用し、エンジニアの目標管理プロセスをデジタル化します。従来は評価者の経験に依存していた目標設定において、ChatGPT APIを連携させ、KPT（Keep/Problem/Try）データをもとに個々のエンジニアに最適な目標案を自動提案します。また、実行結果と自己評価データをAIが分析・評価することで、評価の質とスピードを向上させます。蓄積された目標データ・評価データは、今後の育成計画立案やスキル分析に活用し、データドリブンな人材育成を実現します。  【戦略2】業務プロセスのデジタル化による生産性向上  勤怠管理のWeb化、経費精算の自動化、見積・請求書作成のWeb化、契約管理の電子化を推進し、従来の紙ベース・手作業中心の業務プロセスを刷新します。これにより、管理業務の工数を削減し、エンジニアが技術力向上や顧客価値創造に集中できる時間を創出します。  【戦略3】蓄積データの活用による継続的改善  ELEV8に蓄積される目標・評価データや、業務システムから得られる各種データを分析し、育成プログラムの改善、エンジニアのキャリアパス設計、配置最適化などに活用します。これにより、SDGs実現に貢献するIT人材の育成と、当社企業理念「豊かな未来の起点になる」の実現を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会によって可決され、2025年～2027年の方針として決定した |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　デジタルトランスフォーメーション (DX)  　DX戦略の推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の推進体制  当社ではDX戦略は、DX推進委員会を設置し、取締役会と連携を取りながらDX戦略を推進します。  DX推進委員長には、システム開発部の担当を任命し、取締役会の承認のもと全社一丸となってDXに取り組みます。  DX人材育成  ・社内全体のDX基礎リテラシー向上（eラーニングや社内勉強会を活用し、なぜDXが必要なのかを理解）  ・デジタル活用スキルの強化（研修を実施し、BIツールやAIツールの利用方法を習得する）  ・リスキリング支援（資格取得に向けたサポートを重点的に行い、全体の底上げ化） |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　デジタルトランスフォーメーション (DX)  　DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　【ITシステム環境の整備方策】  ・SaaS「ELEV8」の開発・運用基盤の構築  　目標管理システムとChatGPT APIを連携させるための開発環境およびクラウド基盤を整備し、現在20名規模で運用を開始しています。今後、全社展開に向けたインフラのスケーラビリティ確保とセキュリティ強化を実施します。  ・データ蓄積・分析基盤の整備  　ELEV8で収集される目標データ、評価データ、KPTデータを安全に蓄積し、将来的な育成計画立案やスキル分析に活用できるデータ基盤を構築します。  ・業務システムのクラウド化・Web化  　勤怠管理、経費精算、見積・請求書作成、契約管理をクラウドベースのシステムに移行し、場所を問わず業務が遂行できる環境を整備します。  ・AI技術活用のための投資  　ChatGPT APIをはじめとする生成AI技術の導入と、社員がAIツールを効果的に活用できるための教育プログラムを整備します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　デジタルトランスフォーメーション (DX) | | 公表日 | ①　2025年 9月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ウェブサイトにて公開  　https://www.tangle.co.jp/dx/  　DX戦略達成度を測る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の達成度を測る指標として、以下の2項目を掲げます。  ・リスキリング：技術資格取得者割合の向上（２年で社員比率で50％以上が有資格者）  ・データ活用基盤確立：年間プロジェクト稼働率の向上（87%⇒95%）、データを活用した案件参画（年5件以上） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月17日 | | 発信方法 | ①　企業理念  　ウェブサイト  　https://www.tangle.co.jp/philosophy/  　ＤＸ推進の取組みについて | | 発信内容 | ①　当社のDX戦略は単なるデジタル化ではなく  SDGs実現に向けたITの活用と、お客様の課題解決を通じた社会貢献を目指しています。  蓄積したデジタル技術を顧客支援に活用し、共に持続可能な未来を創造してまいります。  全社員が一体となってこの変革に取り組み、地域社会から信頼される企業として  成長を続けてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。